# 令和３年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修　研修レポート抜粋

（誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります）

**県南会場**

**科目　②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護**

◆　このコロナ禍において休校や外出自粛が継続する中、家庭での児童虐待が増えているという話もあり、学校と家庭をつなぐ放課後児童クラブとしては、さらに子どもたちへの「気付き」が必要であると感じた。子どもたちが安全安心に暮らすためには、地域ネットワークの強化、社会全体で子育てをしていくということが必要不可欠である。また、放課後児童クラブとして小学校との連携をより深めるためにどうしていくのか手立てを考えたい。

◆　放課後児童支援員の言動は、子どもや保護者に大きな影響を与えるため、仕事を進めるうえでの倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。子どもの権利である「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」を保障し、子どもを一人の人格として尊重しながら育成支援をしていきたいと思う。虐待の疑いがあったときは、親と子の不自然な関係を観察し、担任の先生に連絡、専門機関と一体となって連携し援助したい。

◆　私たちは子どもの権利「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」等を保障するために権利擁護に関する知識及び意識を高め、子どもの最善の利益を考慮して育成支援に努めなければならないこと等を学んだ。今後の課題としては、地域社会との交流及び連携を図り、一人ひとりが安全に安心して過ごすことができる環境を整備しなければならない。

◆　子どもの人権を守るために、放課後児童クラブの社会的責任について理解することができた。特に虐待は今後の生育において深刻な問題であるので、子どもや保護者の様子を見て何か不自然だなと思ったら、一人で抱えこまずに上司に相談したい。また、私たちは日々子どもと密接な関わりをもっているので、豊かな人間性と倫理観を備えることを忘れずにいたい。そして、児童クラブ内では子ども自身を権利主体として尊重していきたい。

◆　子どもたちの「権利」を常に意識していなかったことに、まずは気付かされました。虐待という言葉は耳にするものの、マスコミなどの報道を受けとめるだけで、自分のこととして捉えていなかったような気がします。実際に起こっていることなので、もう少し注意深く、子どもの人間の「権利」を見つめていきたいと思いました。